

大分県報

令和七年
第五八一号
二月七日

（金曜日）

目次

教育委員会規則

大分県教育職員免許状再授与審査会規則の制定……………一

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………一

肥料の登録……………二

肥料の登録の有効期間の更新……………三

肥料の登録の失効……………四

令和六年十一月に収去した飼料の試験結果の概要……………七

道路区域の変更……………七

道路の供用開始（二件）……………七

公有水面埋立ての免許……………八

公告

落札者等の公示（二件）……………八

○教育委員会規則

大分県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和七年二月七日

大分県教育委員会

大分県教育委員会規則第一号

大分県教育職員免許状再授与審査会規則

（趣旨）

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、大分県

教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

（委員）

第三条 省令第三条第一項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者

二 前号に掲げる者のほか、大分県教育委員会が適当と認める者

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会議）

第四条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審査会の会議は、公開しない。

3 審査会の議事について特別の利害関係等を有する委員は、当該議事に加わることができない。

（委員以外の者の出席）

第五条 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第六条 審査会の庶務は、教育庁教育人事課において処理する。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○告示

示

大分県告示第五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

令和七年二月七日

大分県報（教育委規則・告示）

一

令和七年二月七日

大分県報(告示)

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要
 1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
 福岡県福岡市博多区東光寺町一丁目二番三十一号
 株式会社アグリハート
 代表取締役 渡邊 正二郎
 2 特定事業場の所在地及び名称
 豊後大野市犬飼町田原七百十四番地二
 株式会社アグリハート 大分支店 犬飼工場
 3 設置される特定施設の種類の
 水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四号 イ 原料
 処理施設、口 洗浄施設及びニ 湯煮施設

種 類	能 力							
	①②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	
原料処理施設	一〇〇kg/回	五〇〇kg/時	八〇kg/時	八〇kg×二/時	一、〇〇〇kg/時(原料が一五mm立方体の場合)	約一、〇〇〇kg/時	一、五〇〇kg/時	

種 類	能 力	工 事 着 手 予 定 年 月 日	工 事 完 成 予 定 年 月 日	使 用 開 始 予 定 年 月 日	使 用 時 間 隔	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値						汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量		使 用 の 季 節 的 変 動				
						大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位	②③⑤	⑥	⑦
洗浄施設	二、〇〇〇kg/時	—	—	—	連続	—	六	三五	二五〇	三〇〇	二〇〇	五・八〇八・六	通常	最大	七〇九月に使用	一〇六月及び一〇十一月に使用	一一一月及び一二二月に使用	一二二月に使用

一日当たりの使用時間
 ① 六時間
 一二月三月に使用

種	能	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	力	湯煮施設	汚水等の汚染の状況の値										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間			
						大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	①	②	③			④	⑤	①
					五〇〇kg/時×二基	個/cm³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		m³/日	単位	①以外 なし	① 一～六月及び一〇～二月に使用	③～⑤ 七時間	② 二時間	
						②	②以外	②	②以外	②	②以外	②	②以外	②	②以外	⑤	③～④	②	①	通常 の値	最大の 値	
						六	七	三五	三七	二五〇	七〇	三〇〇	三〇	二〇〇	二〇	一・〇〇	三・七六	二・七五	一・〇〇	通常 の値	最大の 値	
						二〇	一六	一〇〇	九〇	四〇〇	九〇	四八〇	九〇	二〇〇	一〇〇	一・〇〇	三・七六	二・七五	三・〇〇	通常 の値	最大の 値	

種	処理方法	設置年月日	主	構	能	使用時間	一日当たりの使用時間	使用の季節的変動	汚水等の汚染の状況の値										汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日										
									大腸菌群数	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	①	②	③				④	⑤	①	②						
4	固液分離装置		ろ過部	SUSスクリーン	八〇m³/日	連続	八時間	なし	個/cm³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		m³/日	単位	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤	①	②	③	④	⑤
	N三〇〇A一		ろ過部	SUSスクリーン	八〇m³/日	連続	八時間	なし	②	②以外	②	②以外	②	②以外	②	②以外	⑤	③～④	②	①	通常 の値	最大の 値											
			ろ過部	SUSスクリーン	八〇m³/日	連続	八時間	なし	六	七	三五	三七	二五〇	七〇	三〇〇	三〇	二〇〇	二〇	一・〇〇	三・七六	二・七五	一・〇〇	通常 の値	最大の 値									
			ろ過部	SUSスクリーン	八〇m³/日	連続	八時間	なし	二〇	一六	一〇〇	九〇	四〇〇	九〇	四八〇	九〇	二〇〇	一〇〇	一・〇〇	三・七六	二・七五	三・〇〇	通常 の値	最大の 値									

令和七年二月七日

大分県報 (告示)

令和七年二月七日

大分県報（告示）

四

汚水の等		汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動		一日当たりの使用時間		使用時間間隔		設置年月日		主要寸法		構造		能力		処理方法		種		汚水の状態の値						
生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	項目	項目	項目	項目	項目	項目	項目		
mg/L			m ³ /日	m ³ /日																個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		
二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理前	通常 の値	五・五 ～ 五・六	五・五 ～ 五・六	なし	八時間	連続	—	ろ過部〇・二五m×〇・五〇m	SUSステンレス	八〇m ³ /日	きょう雑物除去	固液分離装置 DS-1500S						以下	三、〇〇〇	七	三七	七〇	三〇	二〇	五・八 ～ 八・六	処理前
二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理後		五・五 ～ 五・六	五・五 ～ 五・六															以下	三、〇〇〇	七	三七	七〇	三〇	二〇	五・八 ～ 八・六	処理後
二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理前	最大 の値	八〇・〇〇	八〇・〇〇															三、〇〇〇	一六	九〇	九〇	九〇	一〇〇	五・八 ～ 八・六	処理前	
二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理後		八〇・〇〇	八〇・〇〇															三、〇〇〇	一六	九〇	九〇	九〇	一〇〇	五・八 ～ 八・六	処理後	
																							汚水の状態の値					
りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	単位	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L		
六	三五	二五〇	三〇〇	二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理前	通常 の値	五・五 ～ 五・六	五・五 ～ 五・六	なし	二四時間	連続	—	六・六m×一四・〇m×三・五五m	RC	八〇m ³ /日	膜分離活性汚泥法	野菜ボイル冷凍工場排水処理		個/cm ³	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	三〇〇		
三、〇〇〇	一・八	七	一九	三〇	五・八 ～ 八・六	処理後		五・五 ～ 五・六	五・五 ～ 五・六											一六	三五	三五	三五	三五	二五〇	三〇〇		
	二〇	四〇〇	四八〇	二〇〇	五・八 ～ 八・六	処理前	最大 の値	八〇・〇〇	八〇・〇〇											二〇	一〇〇	四〇〇	四八〇	四八〇	四八〇			
三、〇〇〇	八	三〇	三〇	二〇	五・八 ～ 八・六	処理後		八〇・〇〇	八〇・〇〇											一	二〇	四〇〇	四八〇	四八〇	四八〇			

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	登録有効期限	大腸菌群数	個/cm ³	1 縦覧期間 令和七年二月七日から同月二十八日まで	2 縦覧場所 大分県生活環境部環境保全課及び豊後大野市役所	大腸菌群数	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	項目	単位	一日当たりの排出水量	単位	No.1	大腸菌群数	個/cm ³	5 排出水の量及び汚染状態の値										
																									三、〇〇〇以下	四・〇	一九・八	四〇	三〇・〇	二〇・〇	五・八〇八・六	九九・〇〇	通常	最大の値
大分県肥第 一一五四号	炭酸カルシウム肥	〇粒状 炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字 東平一九五番地	令二二・七・三	大分県肥第 一一五二号	炭酸カルシウム肥	〇炭酸 苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社ユーケン 熊本県玉名市寺田字 東平一九五番地	令二二・七・三	大分県肥第 一一五三号	炭酸カルシウム肥	〇粒状 炭酸苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 稲佐三〇一	令二二・七・三	大分県肥第 一一五五号	炭酸カルシウム肥	〇炭酸 苦土石灰	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 稲佐三〇一	令二二・七・三	大分県肥第 一一四九号	消石灰	〇消石 灰	アルカリ分 六五・〇	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 稲佐三〇一	令二二・七・三

令和七年二月七日

大分県報(告示)

五

令和七年二月七日

大分県報（告示）

六

大分県肥第 一一五五号	炭酸カル シウム肥 料	炭酸苦 土石灰 粉状	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 大字山口一四八番地 一	令一二・ 九・二六
大分県肥第 一一五六号	炭酸カル シウム肥 料	炭酸苦 土石灰 粒状	アルカリ分 五三・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は、公定規 格のとおり	熊本礦業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 大字山口一四八番地 一	令一二・ 九・二六

大分県告示第五十二号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

登録番号	肥料の 種類	肥料の 名称	保証 成分量 (%)	その他 の規格	生産業者の 氏名又は名称 及び住所	登録有効 期限
大分県肥第 一一二五号	副産動植 物質肥料	A D 醜 醇副産 肥料 S	窒素全量 五・〇 りん酸全量 二・〇 加里全量 一・〇	該当事項なし	株式会社アグリドッ ク 茨城県土浦市中都町 一丁目五五〇八番地	令一二・ 八・五
大分県肥第 一一二六号	副産動植 物質肥料	A D 醜 醇副産 肥料 M	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一・〇 加里全量 一・〇	該当事項なし	株式会社アグリドッ ク 茨城県土浦市中都町 一丁目五五〇八番地	令一二・ 八・五

大分県肥第 一〇六〇号	炭酸カル シウム肥 料	〇炭酸 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	株式会社グリーンビ ジネス九州 宇佐市大字山本一九 九〇番地	令一二・ 九・三
大分県肥第 一一四二号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料六二	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番十号	令九・ 九・二九
大分県肥第 一一四三号	混合有機 質肥料	混合有 機質肥 料七二	窒素全量 七・〇 りん酸全量 二・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	片倉コープアグリ株 式会社 東京都千代田区九段 北一丁目八番十号	令九・ 九・二九
大分県肥第 一〇三八号	炭酸カル シウム肥 料	〇炭酸 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	有限会社坂本石灰工 業所 熊本県玉名市下二七 三番地	令一二・ 一〇・三一
大分県肥第 一〇三九号	炭酸カル シウム肥 料	〇炭酸 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	アルカリ分 五五・〇 可溶性苦土 一〇・〇	含有を許され る有害成分の 最大量及びそ の他の制限事 項は公定規格 のとおり	宇部マテリアル株式 会社 山口県宇部市大字小 串一九八五番地	令一二・ 一一・二〇
大分県肥第 一〇六一号	生石灰	〇生石灰 九五・	アルカリ分 九五・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	津久見ドロマイト工 業株式会社 津久見市合ノ元町五 番一八号	令一二・ 一一・二六
大分県肥第 一〇六二号	生石灰	〇生石灰 九五・	アルカリ分 九五・〇	その他の制限 事項は公定規 格のとおり	株式会社グリーンビ ジネス九州 宇佐市大字山本一九 九〇番地	令一二・ 一一・二六

大分県告示第五十三号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により、次のとおり肥料の登録は失効した。

令和七年二月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	失効年月日
大分県肥第一〇四〇号	炭酸カルシウム肥料	一〇・〇炭酸苦土石灰	アルカリ分五五・〇 可溶性苦土一〇・〇	その他の制限事項は公定規格のとおり	岩崎工業株式会社 熊本県玉名郡玉東町 稲佐三〇一	令六・一二・一四

大分県告示第五十四号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和五十一年政令第百九十八号）第十一条第三項の規定により、令和六年十一月に検査し、収去した飼料の試験結果の概要は、次のとおりである。

令和七年二月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造年月	試験項目	違反の内容
JJA全農くみあい飼料株式会社大分工場 807/0001021304 速見郡日出町大字川崎字浜田5969番地の10	同左	ニューSEW子豚ペレット	令和6年11月	栄養成分等ー粗たん白質・粗脂肪・粗繊維・粗灰分	—
株式会社大分くりき 2320001008347 速見郡日出町大字川崎5969番地の13	同左	NEWこだから	令和6年11月	動物由来たん白質	—

大分県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和七年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道竹田五ヶ瀬線	竹田市大字入田字石原三四番二から 竹田市大字門田字泉水一九六番二まで	前	二六・九メートル 七・七	一、〇九〇・〇
	竹田市大字入田字石原三四番二から 竹田市大字門田字泉水一九六番五まで	後	三二・四メートル 一〇・五	一、〇九〇・〇

大分県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

令和七年二月七日

大分県知事

佐 藤 樹 一 郎

道路の種類及び路線名	供 用 開 始 区 間	供用開始年月日
県道鶴崎大南線	大分市大字松岡字辻ノ下五四一三番四地内	令七・二・七

大分県告示第五十七号

令和七年二月七日

大分県報（告示）

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年二月七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道庄内久住線	由布市庄内町大龍字原口二一八八番三から由布市庄内町大龍字台二〇八二番まで	令七・二・七

大分県告示第五十八号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条第一項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許した。

令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 免許の年月日

令和七年一月三十日

二 出願人の住所及び氏名

大分市大手町三丁目一番一号

大分県

代表者 大分県知事 佐藤 樹一郎

三 埋立ての区域

1 位置

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻二一三四番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び八四の地点と八一の地点を結ぶ令和五年度秋分の満潮位(D・L・プラス一・七五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

八四の地点 国土地理院板知屋三等三角点(北緯三三度七分一秒三五四五、東経一三

一度四九分五四秒五二〇(以下「基点」という。))から二八四度二一分

一〇秒一、五八四・八四メートルの地点

八三の地点 八四の地点から一七三度二八分三九秒八・一八メートルの地点
八二の地点 八三の地点から二六三度二八分三九秒九・四四メートルの地点
八一の地点 八二の地点から三五三度二八分三九秒八・一七メートルの地点

3 面積

七七・一七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

1 位置

白杵市大字板知屋字ビワケ鼻二一三四番一の地先公有水面

2 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び㊦の地点と㊧の地点を結んだ線により囲まれた区域

㊦の地点 基点から三〇三度一分三八秒一、六一三・四〇メートルの地点

㊧の地点 ㊦の地点から一九四度二八分五七秒五二・四五メートルの地点

㊨の地点 ㊧の地点から二四六度二九分〇九秒一二〇・八九メートルの地点

㊩の地点 ㊨の地点から三四〇度四八分四六秒五一・二一メートルの地点

㊪の地点 ㊩の地点から二五四度四六分一七秒〇・九九メートルの地点

㊫の地点 ㊪の地点から三四〇度四六分五八秒一三八・一九メートルの地点

㊬の地点 ㊫の地点から三四〇度四五分三三秒六・一五メートルの地点

㊭の地点 ㊬の地点から八三度二八分四二秒三・四九メートルの地点

㊮の地点 ㊭の地点から三四〇度五〇分一六秒一八・八四メートルの地点

㊯の地点 ㊮の地点から一五度〇一分二〇秒三〇〇・〇六メートルの地点

3 面積

九八、六八五・七五平方メートル

五 埋立地の用途

ふ頭用地

○公 告

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県庁舎本館及び新館で使用する電気

五百三万三千五百六十五キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年十二月五日

四 落札者の氏名及び住所

丸紅新電力株式会社 代表取締役 須田 彰

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

一億百七十二万五千七百四十六円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年十月二十五日

次のとおり落札者等について公示する。

令和七年二月七日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

竹田総合庁舎ほか三十庁舎で使用する電気

五百五十四万三千四十三キロワットアワー

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県会計管理局用度管財課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和六年十二月五日

四 落札者の氏名及び住所

丸紅新電力株式会社 代表取締役 須田 彰

東京都千代田区大手町一丁目四番二号

五 落札金額（電気料金の見込金額）

一億二千七百五十七万三千三百九十八円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和六年十月二十五日

令和七年二月七日

大分県報（公告）

九